

本県の農地の災害復旧に関する決議

農地の災害復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」により規定され、同政令により、耕作面の傾斜が20度を超える農地が被災した場合、復旧事業の経済効果が小さいものとして、事業対象農地から適用除外されているため、現実には県内における20度を超える被災農地は国の支援を利用できない状況にある。

については、本県農業を支えている「20度を超える農地」のほか、国の災害復旧事業の対象とならない復旧事業についても、果樹王国たる本県農業の特性、地域の実情に鑑み、本県独自の支援を検討されるよう要望する。

以上、決議する。

平成23年 9月28日

和歌山県議会